

通勤災害とは

通勤災害とは、「勤務のため」に次の移動を「合理的な経路及び方法」により行うこと（公務の性質を有するものを除く。）に起因する災害をいいます。

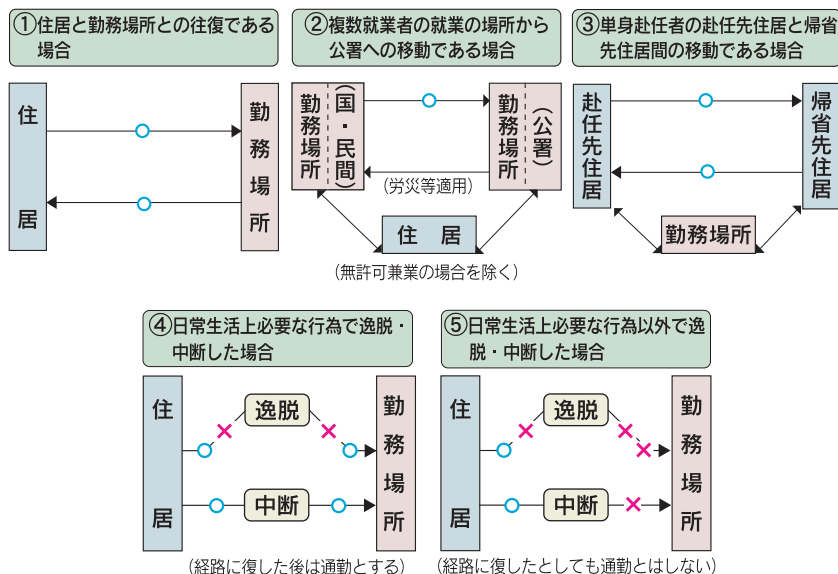
- ① 「住居」と「勤務場所」との往復
- ② 複数就業者の就業の場所から公署への移動
- ③ 単身赴任者の赴任先住居と帰省先住居間の移動

ですから、その移動の経路を「逸脱（通勤とは関係のない目的で合理的な経路からそれること。）」し、又はその移動を「中断（合理的な経路上で、通勤目的から離れた行為を行うこと。）」した場合には、その間及びその後に発生した災害は、原則として通勤災害とはなりません。

ただし、その逸脱・中断が日用品の購入、その他これに準ずる日常生活上必要な行為であり、やむを得ない事由により行うための最小限度のものである場合には、経路に復した後の災害については通勤災害として取り扱われます（この場合であっても、逸脱・中断の間の災害は通勤災害とはなりません。）。

●通勤の範囲を図示すると次のようになります。

（○＝通勤に該当、×＝通勤に非該当）



通勤の範囲について（概要）

事 項	通 勤 災 害 と す る 事 例
勤務のため 勤務に就くため又は勤務の終了により行われる移動	○通勤の途中で定期券等、勤務又は通勤に関係ある物を忘れたことに気付き、取りに戻る場合 ○公務災害の対象となるレクリエーションに参加する場合
住居 居住して日常生活の用に供している生活の本拠としての家屋のほか特別の事情により特に設けられた宿泊場所等	○家族とともに生活している家 ○交通事情等のために一時宿泊する旅館、ホテル等
勤務場所 勤務を遂行する場所として、明示又は黙示の指定を受けた場所	○通常の勤務提供の場所 ○外勤職員の外勤先 ○公務災害の対象となるレクリエーションに参加する場所
合理的な経路 移動経路のうち、社会通念上、一般に用いると認められる経路	○通勤届や定期券による経路その他これと代替する経路 ○道路工事等交通事情によりやむを得ず迂回する経路 ○共稼ぎの職員が子供を託児所に連れていく経路
合理的な方法 移動方法のうち、社会通念上、一般に用いると認められる方法	○電車、バス等公共交通機関を利用する場合 ○自家用自動車（友人のものに同乗する場合を含む）、自転車等を使用する場合 ○徒歩による場合

逸 脱 又 は 中 断	逸脱又は中断に該当するが、経路に復した後は通勤とする事例
	〔日用品の購入に該当するもの〕 ○飲食物品 ○家庭用薬品 ○衣料品 ○家庭用燃料品 ○身回り品 ○文房具、書籍等 ○電球、台所用品等 ○子供の玩具 （参考：日用品には属さないもの） （○装飾品、宝石等の奢侈品 ○耐久消費財 ○スポーツ用品）
	〔日用品の購入に準ずるもの〕 ○独身職員が通勤途中で食事をする場合 ○クリーニング店に立ち寄る場合 ○理髪店等に行く場合 ○税金、光熱水費等を支払いに行く場合 ○市役所等に住民登録等に行く場合
	〔病院又は診療所において診察又は治療を受ける場合〕
	〔選挙権を行使する場合〕
	〔学校において行われる教育、公共職業能力開発施設において行われる職業訓練等職業能力の向上に資するものを受ける場合〕
	〔職員の配偶者等の介護を行う場合〕
	逸脱・中断に該当し、経路に復しても通勤とはしない事例
	○通勤途中で娯楽等のため、麻雀、ゴルフ練習、ボーリング、料亭等での飲食等をする場合
	ささいな行為として逸脱・中断とはしない事例 ○経路上の店で、タバコ、雑誌等を購入する場合 ○駅構内でソバ等を立食する場合